業務連絡

2022年2月1日 JR東海労新幹線関西地本 編集 業務部 No.16

2022年2月1日、新大阪日之出会議室において「申」第17号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「強制出向」に関する緊急申し入れ

2021 年 12 月 30 日、JR 東海労組合所属である大阪第一運輸所の西三喜夫組合員及び大阪第二運輸所の前田稔組合員の 2 名に対して、出向の事前通知が出された。

しかし、今回の出向に対して2名の組合員は全く同意していない中、会社は一方的に 事前通知を読み上げた。

今回、本人の同意なしに出向を通知したことは、労働組合として大変遺憾であり到底 看過できない。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. (株)エムティーへの出向が、西組合員でなければならない理由を明らかにすること。

【会社回答】

54歳原則出向という基本原則を踏まえ、本人の能力や適性等を総合的に判断した結果である。出向は、人事運用の一環であり、会社が責任をもって決定するものであるため、出向先会社の選定や具体的な人選の理由について、明らかにする考えはない。尚、当該社員を含む新幹線乗務員に関しては、今年度、足元の運転本数の減や中長期的な要員需給状況及び、54歳以降は、原則出向という基本原則を踏まえて、今年度は、54歳以上の全ての乗務員が出向することとしていることは、業務委員会等でご説明してきた通りである。

2. 大阪運輸(株)への出向が、前田組合員でなければならない理由を明らかにすること。

【会社回答】

54歳原則出向という基本原則を踏まえ、本人の能力や適性等を総合的に判断した結果である。出向は、人事運用の一環であり、会社が責任をもって決定するものであるため、出向先会社の選定や具体的な人選の理由について、明らかにする考えはない。尚、当該社員を含む新幹線乗務員に関しては、今年度、足元の運転本数の減や中長期的な要員需給状況及び、54歳以降は、原則出向という基本原則を踏まえて、今年度は、54歳以上の全ての乗務員が出向することとしていることは、業務委員会等でご

説明してきた通りである。

3. 今回の出向に対して、2名の組合員は同意しているのか明らかにすること。

【会社回答】

個々の社員のプライバシーに関わる事柄であり、回答は差し控える。

4. 組合としては、2名の組合員は今回の出向に対して同意していないと認識している。同意していない中で、出向命令を出した理由を明らかにすること。

【会社回答】

54歳原則出向という基本原則を踏まえ、本人の能力や適性等を総合的に判断した結果である。出向は、人事運用の一環であり、会社が責任をもって決定するものであるため、出向先会社の選定や具体的な人選の理由について、明らかにする考えはない。尚、当該社員を含む新幹線乗務員に関しては、今年度、足元の運転本数の減や中長期的な要員需給状況及び、54歳以降は、原則出向という基本原則を踏まえて、今年度は、54歳以上の全ての乗務員が出向することとしていることは、業務委員会等でご説明してきた通りである。

5. 今回、2名の組合員に対して、出向の事前通知を一年の仕事納めである 12月 30日 に出した理由を明らかにすること。

【会社回答】

出向先会社からの受け入れ、条件等を勘案した上で、会社が責任をもって決定しているものである。

6. 取消しとなった(株)スリーエスの出向に対して、出向期間が定められていなかった。しかし、今回の2名の組合員に対する出向に出向期間を定めた理由を明らかにすること。

【会社回答】

元々54歳以降の人事運用は、原則出向であるが、当然ながら定年退職を迎えれば 出向は、一度は終了することとなる。これは自明であるため、従来記載していなかっ たが、より丁寧に記載を追加することとしたものである。

7. JR東海労と東海会社との間では、労働協約(出向に関する協約)が締結されていないにも関わらず、出向命令を出した理由を明らかにすること。

【会社回答】

足元の運転本数の減や、中長期的な要員需給状況を背景として、就業規則第28条の2に、54歳に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものと定められている通りに実施するものである。

8.12月1日付けで、(株)新幹線関西サービックに出向命令が出された下茂組合員と2名の組合員は、東海会社を相手取り損害賠償請求事件『令和3年(ワ)第4740号事件』の原告であり、今回の出向命令は、これに対する報復である。

よって、今回の3名の組合員に対する出向命令を直ちに撤回すること。

【会社回答】

足元の運転本数の減や、中長期的な要員需給状況を背景として、就業規則第28条の2に、54歳に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものと定められている通りに実施するものである。

9. 組合員3名は、令和3年11月9日付けで淀川労働基準監督署に『労働基準法違反にかかる情報提供』について書面を提出し、情報提供者となっている。

上記8項と同様、これに対する報復であり、公益通報者保護法に違反する。

よって、今回の3名の組合員に対する出向命令を直ちに撤回すること。

【会社回答】

足元の運転本数の減や、中長期的な要員需給状況を背景として、就業規則第28条の2に、54歳に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものと定められている通りに実施するものである。

10. 今回、12 月及び1月に3名の組合員に対して出向命令が出される中、大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所では、休日出勤を指定している。休日出勤指定をした理由及び休日出勤数を全て明らかにすること。

【会社回答】

休日勤務を指定する理由は、人員数と仕事量のギャップという業務上の必要性に鑑みて指定している。尚、運輸所ごとの休日勤務の数の実績を明らかにする考えはない。

11. 会社は、(株)エムティーと大阪運輸(株)は労働基準法に違反していないか明らかにすること。

【会社回答】

質問の主旨が判然としないが、当社権限外事項である。

12. 組合員3名の出向命令は、職務手当が無くなるなど労働条件の不利益である。 会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

就業規則等に基づき、適切に対応していく。

13. 現在、西組合員は、JR 東海労新幹線関西地方本部の組織部長及び業務委員の役職を担っている。今回の出向命令は正当な労働組合活動を妨害することが目的であり、不当労働行為・支配介入意思である。よって、出向命令を直ちに撤回すること。

【会社回答】

人事運用を行うにあたり、所属組合を考慮するようなことはない。よって、撤回する考えはない。

14. 西組合員は、(株)エムティーとの出向面談に於いて、「正直、西さんをいらないと言えばいらないです。」「東海会社と(株)エムティーは契約関係はないです。」との会話があった。これに対する会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

会社として見解を申し上げる立場にない。

15. 現在、前田組合員は、JR 東海労新幹線関西地方本部大阪運輸所分会の分会長の役職を担っている。これを会社は既知しているか明らかにすること。

【会社回答】

会社として知得していない。

16. 大阪運輸所分会長である前田組合員への出向命令は、正当な労働組合活動を妨害することが目的であり、不当労働行為・支配介入意思である。よって、出向命令を直ちに撤回すること。

【会社回答】

人事運用を行うにあたり、所属組合を考慮するようなことはない。よって、撤回する考えはない。

17. 令和3年3月23日、前田組合員は淀川労働基準監督署に『規程類の訂正に伴う 賃金未払い請求』について申告している。これに対する報復であり、公益通報者 保護法に違反する。よって、前田組合員に対する出向命令を直ちに撤回すること。

【会社回答】

足元の運転本数の減や、中長期的な要員需給状況を背景として、就業規則第28条の2に、54歳に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものと定められている通りに実施するものである。

18. 現在、大阪運輸(株)の求人募集では、「55 歳未満・要リフト免許」等となっているが、これに該当しない前田組合員を敢えて出向命令した理由を明らかにすること。

【会社回答】

出向先会社からの受け入れ、条件等を勘案した上で、会社が責任をもって決定しているものである。

19. 現在、前田組合員は無呼吸症候群 (CPAP)の治療中であり、大阪運輸 (株)の勤務では治療の為の通院が難しくなり、生活環境に不利益となる。よって、出向命令を直ちに撤回すること。

【会社回答】

出向にあたっての配慮事項の聞き取りも踏まえ、会社が責任をもって決定している ものであり、撤回する考えはない。

【若干のやり取り】

会社(JR 東海)は、出向を「責任をもって決定している」 と言いつつ、相次いで出向取消しになった責任の所在を明 らかにしろ!!

- (組合) 5番、18番、19番の回答で、出向に関して「会社が責任をもって決定している」と何回も繰り返し回答しているが、実際、スリーエス、大阪運輸(株)が取消しになった。責任の所在がわからない。そして取消しの繰り返しだ。これで責任をもってやっていることになるのか。何で取消しになるのか。
- (会社) 先方(出向先)からお断りがあった。
- (組合) 先方が悪いということか。
- (会社) 悪いということではない。
- (組合) 責任をもって送り出して、その会社が断ったということは、その会社が悪い ということではないか。
- (会社) 別に悪いと申し上げるつもりはない。
- (組合) 会社(JR 東海)として不履行にされて抗議をしないのか。
- (会社) 会社間のやり取りはした。
- (組合) 会社(JR 東海)として不履行にされたら、せっかく会社として 54 歳原則出 向で、列車本数の減便、中長期的視野に鑑みこれが大前提と言っているが、 それを簡単に断られて、そうですかと引き下がる会社(JR 東海)か。ここで 対立するのではないか。
- (会社) 会社(JR 東海)としては、必要な調整はしている。
- (組合) 調整というが、抗議とか、損害賠償とかしないのか。
- (会社) 会社(JR東海)として適正にやっている。

「54歳原則出向」は、賞味期限切れだ!!

- (組合) 54歳原則出向の制度は、55歳定年から60歳定年になる過渡期の制度を 適用したものだ。今、定年は65歳になっている。死滅したもはや賞味期限 切れの就業規則の中身だ。
- (会社) 会社として就業規則の中身を変えてくれと言われたらわかるが。
- (組合) その賞味期限切れであるという、もともとの主旨であり、それ今に持ち出して、60歳定年の時のことを適用して、引きずることはおかしい。
- (会社) それを持ち出してと言われても、就業規則の定めの通りやっている。 この 提案を廃止すべきと言われるならわかるが。
- (組合) 60歳定年の時の賞味期限切れという認識だ。本部本社でもやっている。
- (会社) それは、議論していただきたいが。

以上